

予防技術検定模擬テスト

－解説付－

NO.121

【共通】問1 消防法第5条の規定に基づく火災予防措置命令に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 消防法第5条の規定に関する命令権者は、「消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。）、消防署長その他の消防吏員」である。
- (2) 消防法第5条の規定に関する命令要件は、「防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合その他火災の予防上必要があると認める場合」である。
- (3) 消防法第5条の規定に関する命令の内容は、「防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置」である。
- (4) 消防法第5条の規定に関する受命者は、「権原を有する関係者」であるが、「特に緊急の必要があると認める場合においては、関係者及び工事の請負人又は現場管理者」も受命者になり得る。

【消防用設備等】問1 消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する次の記述のうち、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 防火対象物に消防法第17条の規定に基づき消防用水を設ける場合、当該消防用水は、消防法第20条第2項に規定する消防に必要な水利の基準にも適合する必要がある。
- (2) 市町村は、その地方の気候又は風土の特殊性により、条例で、消防法第17条第1項の消防用設備等の技術上の基準に関して、当該技術基準を緩和する規定を設けることができる。
- (3) 政令で定める防火対象物の関係者は、消防用設備等について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。
- (4) 消防法第17条第1項に基づき消防用設備等を設置しなければならない防火対象物の関係者が、当該消防用設備等と同等以上の性能を有する特殊消防用設備等を、当該関係者が作成する設備等技術基準に従って設置し、及び維持するものとして総務大臣の認定を受けたものを用いる場合には、当該消防用設備等（それに代えて当該認定を受けた特殊消防用設備等が用いられるものに限る。）については、同条第1項及び第2項の規定は適用されない。

【消防用設備等】問2 同一敷地内に工場の用途に供する防火対象物が2棟あり、当該建築物相互の外壁間の中心線からの水平距離に関する次の記述中、(イ)及び(ロ)にあってはまる数値の組合せとして消防法令上正しいものを1つ選べ。ただし、当該建築物は、ともに耐火建築物でも準耐火建

築物でもないものとする。

2つの建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては(イ)以下、2階にあっては(ロ)以下である部分を有するものは、屋外消火栓設備に関する基準の適用については、一の建築物とみなす。

- (1) イ：1m ロ：3m
- (2) イ：2m ロ：4m
- (3) イ：3m ロ：5m
- (4) イ：4m ロ：6m

【防火査察】問1 消防法第4条に関する記述のうち、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 平成14年の消防法の一部改正により、立入検査については、日出から日没まで又は営業時間内等に行うことを規定した立入検査の時間的制限が撤廃された。
- (2) 資料提出命令等の発動要件である「火災のために必要があるとき」とは、個別的、具体的な火災危険性の存在を要求するものである。
- (3) 報告徴収と資料提出命令との関係は、前者があくまで報告するために文書を作成し、これを提出するものであるのに対し、後者は何らかの理由によりすでに作成され、又は作成される予定である文書等を提出するものである点が異なる。
- (4) 個人の住居への立入検査の要件である「特に緊急の必要がある場合」とは、事態が差し迫って即刻臨機の措置をとるべき必要のある場合のことをいうものである。

【防火査察】問2 消防法（以下「法」という。）に基づく命令等に関する記述のうち、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 公示が法に基づき義務付けられている命令を発動した場合は、命令後速やかに標識の設置、市町村公報への掲載その他総務省令に基づき市町村が定める方法により措置命令の内容等の周知を図らなければならない。
- (2) 法の罰則は、消防用設備等点検未報告等の規定違反に対する直接の罰則規定と防火管理者選任命令違反等の命令違反を前提とする罰則規定に分けられる。
- (3) 法に基づく命令に基づく審査請求の期間は、全ての命令において、当該命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月である。
- (4) 法に基づき発動した命令に対する行政救済制度としては、相手方の被害を金銭で償う国家補償と行政作用そのものの効力を争っていく行政上の訴訟とに大きく分けられる。

【危険物】問1 移動タンク貯蔵所に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 移動タンク貯蔵所に貯蔵する危険物をすべて荷卸しした後の走行においては、移送の基準の適用はない。
- (2) 危険物の移送をする移動タンク貯蔵所に乗車する危険物取扱者は、危険物取扱者免状を携帯していかなければならない。

問2 答 (2)

解説 車両止めは、鉄道関係者に実施させる。

問3 答 (4)

解説 指揮本部長は、活動方針の決定にあたっては防災センター監視操作盤の情報のほか、建物関係者や消防用設備等の情報など総合的に判断する必要がある。

〔救急〕

問1 答 (4)

解説 「指導救命士標準テキスト」P.2参照。

問2 答 (3)

解説 推測した傷病の軽重及び予後などは言及しない。安易に軽症と伝え、重症との診断となった場合、不信や不安を与えるばかりでなく訴訟に発展する場合もある。「改訂第4版救急隊員標準テキスト」P.33参照。

問3 答 (3)

解説 平成28年度の救急業務のあり方に関する検討会報告書において、消防機関の救急車以外の搬送資源である患者等搬送事業の更なる活用のため、新たに搬送実績を求めることが望ましいと提言されたことから、報告要領の一部が改正された。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (1)

解説 (1) 消防法第5条第1項。消防法第3条第1項の規定に基づく措置命令（屋外における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令）に係る命令権者は、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。）、消防署長その他の消防吏員だが、消防法第5条の規定に基づく火災予防措置命令を消防長又は消防署長以外の者が発動することはできない。なお、平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえ消防法第5条の3が新設され、消防長、消防署長その他の消防吏員は防火対象物における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令を発動することができるようになったことも併せて覚えてほしい。

(2) 消防法第5条第1項。

(3) 消防法第5条第1項。

(4) 消防法第5条第1項。

〔消防用設備等〕

問1 答 (3)

解説 (1) 消防法第17条第1項。消防法第20条第2項に規定する消防に必要な水利施設は、市町村がこれを設置し、維持し及び管理するものとされており、消防用水はこれに該当しない。

(2) 消防法第17条第2項。消防法第17条第1項の消防用設備等の技術上の基準のみによっては防火の目的を充分に達し難いと認めることが本条文の適用要件であり、当該技術基準を緩和する

規定を設けることはできない。

(3) 消防法第17条第1項。

(4) 消防法第17条第3項。「設備等技術基準」ではなく「設備等設置維持計画」が正しい。

問2 答 (3)

解説 消防法施行令第19条第2項。同一敷地内にある2以上の建築物の一方で火災が発生した場合、延焼のおそれのある部分（建築基準法第2条第6号）があると容易に延焼する危険性があるため、屋外消火栓設備に関する基準の適用については、これらの建築物は一のものとみなすとされている。なお、耐火建築物及び準耐火建築物にあっては、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備を有している（建築基準法第2条第9号の2及び同条第9号の3）ことから、一の建築物とはみなさない。

〔防火査察〕

問1 答 (2)

解説 (1) 消防法から正しい。

(2) 個別的、具体的な火災危険性を要求するものではなく、一般的、抽象的な火災危険性の存在で足りるので、誤り。

(3) 逐条解説消防法等から正しい。

(4) 逐条解説消防法等から正しい。

問2 答 (3)

解説 (1) 法及び違反処理マニュアルにより正しい。

(2) 違反処理マニュアルにより正しい。

(3) 消防法第5条4で規定している命令については、当該命令を受けた日の翌日から起算して30日であるので、誤り。

(4) 違反処理マニュアルにより正しい。

〔危険物〕

問1 答 (4)

解説 (1) 移動タンク貯蔵所に危険物を収納しないで走行する場合は、移送に該当しない。

(2) 消防法第16条の2第3項参照。

(3) 消防法第11条の5第2項参照。

(4) 誤り。移動タンク貯蔵所に備え付けるべき書類は、完成検査済証、点検記録、譲渡・引渡届出書、品名・数量・指定数量の倍数変更届出書とされている。消防法施行令第26条第1項第9号、消防法施行規則第40条の2の3参照。

問2 答 (1)

解説 (1) 誤り 保安検査の対象施設は、一定規模以上の屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所である。消防法第14条の3第1項及び第2項参照。

(2) 消防法施行令第8条の4第3項第3号参照。

(3) 消防法施行令第8条の4第1項参照。

(4) 消防法施行令第8条の4第6項第1号参照。